








令和8年度版


伊方町補助金一覽















出会い・結婚・新生活

番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	応募期間	詳細はこちら
1	出会いの場創出支援事業補助金	婚活イベントよりも気軽に参加できる出会いの場を確保するため、町内において独身男女が会える機会を充実させ、参加しやすい環境を整備するため、独身男女が会えるためのイベントに対して補助する。	参加者1人当たり実費に対し 男性2,000円、女性 5,000円 法人、店舗または団体等が参加者を広く募集し、事業を実施する場合、企画料として定額10,000円を加算	随時	
2	オンライン婚活応援事業補助金	アプリやオンラインの通話システムを活用したオンライン婚活も普及してきており、結婚を望む人が利用するきっかけの提供を図るため助成。	入会金・登録料等利用を開始するための費用及び月会費等 上限年間5万円	随時	
3	結婚新生活支援事業補助金	①世帯所得が500万円未満	①29歳以下 上限60万円 39歳以下 上限30万円 (対象経費) ・住居費敷金・礼金・仲介手数料・家賃月額・共益費・住宅購入費 ・引越費用(個人で実施した引越し経費は対象外)引越し・運送業者支払費用	随時	
4	結婚新生活支援事業補助金 (所得要件緩和、 時短家電及び省エネ家電購入)	①夫婦ともに29歳以下で所得が500万円以上660万円未満 夫婦の双方又は一方が取得又は賃貸している町内の住宅に現に居住し、その住民票が当該住宅の住所となっていること 他の公的制度による住居補助等を受けていないこと 夫婦いずれもが町税等を滞納していないこと等 ②夫婦ともに29歳以下で所得が660万円未満 夫婦の双方又は一方が取得又は賃貸している町内の住宅に現に居住し、その住民票が当該住宅の住所となっていること 他の公的制度による住居補助等を受けていないこと 夫婦いずれもが町税等を滞納していないこと等	①上限20万円 (対象経費) ・住居費敷金・礼金・仲介手数料・家賃月額・共益費・住宅購入費 ・引越費用(個人で実施した引越し経費は対象外)引越し・運送業者支払費用 ②上限20万円 (対象経費) ・時短家電購入費(洗濯乾燥機、掃除機、食器洗い乾燥機、電気ポット、自動調理器その他調理家電など、家事の時間短縮ができる家電の購入費) ・省エネ家電購入費(資源エネルギー庁が公開する「省エネ型製品情報サイト」(外部サイトへリンク)に型番が掲載された、統一省エネラベル2つ星以上のエアコン、冷蔵庫、冷凍庫、照明器具、温水機器、電気便座、テレビ)	随時	
5	伊方町結婚祝い金支給事業	町内在住者の結婚を祝福するとともに、定住促進対策や少子化対策地域の活性化を目的として地域商品券を交付	1組10万円分の地域商品券	随時	





妊娠・出産






番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	応募期間	詳細はこちら
1	出産祝い品支給事業	出生届提出時に子育て応援詰め合わせセット(子育てに役立つグッズ)を祝い品として贈呈	30,000円分	随時	


番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	応募期間	詳細はこちら
2	出産祝い金等支給事業	少子化対策及び定住人口の促進を図るため、出産した児童及び児童を養育している者に祝い金を支給し、家庭における生活の安定や次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図るため祝い金を支給	2、3合計して以下の金額(商品券含む)を支給 第1子：30万円 第2子：65万円 第3子以降：100万円	随時	
3	出産世帯応援補助金事業	対象児童の母子健康手帳の発行日以降、1歳の誕生日の前日までの育児用品購入費、時短・省エネ家電購入費に対し補助する。		随時	
4	町子ども子育て応援券負担金	第2子以降に対し、紙オムツ購入の際に使用できる応援券を交付	50,000円分(2年間使用可能)	随時	
5	ベビーカー購入助成事業	満2歳未満の乳幼児を養育する家庭におけるベビーカー購入費用の一部を助成	満2歳未満の未就学児童に対して、購入金額の1/2を補助(町内店舗で購入の場合は上限15,000円、町外店舗で購入の場合は上限10,000円)	随時	
6	出産世帯奨学金返還支援補助金事業	対象児童の母子健康手帳の発行日以降、1歳の誕生日の前日までの間に自らが返還する奨学金の返還を支援します。特別な事情を除き、申請者が対象のお子さんと同じ居、養育していることが条件	対象者1人当たり 上限20万円	随時	
7	多子世帯リフォーム等支援事業補助金	お子さんを出産し、出生日時時点で出産されたお子さんとは別に18歳未満のお子さんのいる世帯に対し、住宅リフォーム費用、引越費用を支援します。申請者が18歳未満の全てのお子さんと同じ居し、養育していることが条件	◇同居する18歳未満の支給対象児童の兄弟姉妹が1人の場合：20万円 ◇同居する18歳未満の支給対象児童の兄弟姉妹が2人以上の場合：30万円	随時	
8	出産子育て交通費助成事業	不妊治療を受けられる方、妊産婦、未就学児の通院にかかる交通費を助成	・不妊治療を受ける者 200,000円/年(1日：2万円)を上限 ・妊娠～産後2か月までの者 200,000円/年(1日：2万円)を上限 ・0～6歳(未就学児) 200,000円/年(1日：2万円)を上限	随時	
9	遠距離出産安心サポート事業(R8新規事業)	妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を実現するため、当該分娩取扱施設の近くで待機するための宿泊費を助成	【補助限度額】10万円(妊婦+付添人) 【対象経費】 ① 宿泊施設の宿泊料(駐車場含む) ② ウィークリーマンション等の賃貸料(駐車場、清掃費用等含む)	随時	
10	妊婦一般健康診査費等助成	・県外の医療機関にて受診した妊婦一般健診、拡大新生児スクリーニング検査、新生児聴覚検査及び産婦健診の費用について払い戻しにより助成。 ・住民税非課税世帯に属する妊婦の初回の産科受診料を助成。	妊婦一般検査：1回目 10,090円、2回目 11,570円 拡大新生児スクリーニング検査：12,000円 新生児聴覚検査：5,000円 産婦健診：5,000円×2回 低所得妊婦初回受診：10,000円を上限	随時	
11	風しん予防接種助成	妊娠を希望する女性及びその配偶者等に対して、風しんの予防接種に要する費用を助成することにより、風しんの流行と先天性風しん症候群の発生を防ぐことを目的に助成	8,900円を上限 1人1回	随時	

番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	応募期間	詳細はこちら
12	予防接種費用助成	県外の医療機関で接種した予防接種費用について助成。 A類定期（子供） 里帰り出産等により県外で接種した場合	予防接種費用 10/10	随時	<p>（子どもの定期予防接種）</p>  <p>※時期、状況により随時掲載</p>
13	不妊治療費助成	特定不妊治療費 40歳未満→通算6回 40歳以上→通算3回 一般不妊治療費助成 年間5回まで 通算10回まで 特定は指定病院、一般は産婦人科で対応可 保険適用治療で、自己負担分に対して助成	特定不妊治療費：100,000円 一般不妊治療費助成：初回50,000円 2回目以降30,000円	随時	<p>一般 特定</p> 
14	妊婦のための支援給付金	この制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことをもって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義していますので、胎児心拍確認後に、住民票のある市区町村に申請を行うことができます。	妊婦給付認定後：5万円 妊娠していることものの人数×5万円	随時	
15	妊産婦医療費助成	入院・通院の医療費のうち保険診療の自己負担分を助成します。	補助率：10/10	町が支払	
16	未熟児養育医療費助成	入院・通院の医療費のうち保険診療の自己負担分を助成します。	補助率：10/10	町が支払	



◆子育て関係

番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	応募期間	詳細はこちら
1	チャイルドシート購入補助金	チャイルドシート着用を促進し、乳幼児の交通事故被害の軽減を図ることを目的とした制度	町内業者からの購入分 15,000円 町外業者からの購入分 10,000円	随時	
2	在宅育児支援事業	生後6か月以降～3歳の誕生月の前月までの児童を保育所等に預けず家庭保育を実施している者に対し支給	月額10,000円	随時	
3	児童手当	児童手当は、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月（偶数月）に、それぞれの前月分まで（2か月分）を支給	3歳未満：15,000円（第3子以降は30,000円） 3歳以上 高校生年代まで：10,000円（第3子以降は30,000円）	町から支給	
4	ひとり親家庭医療費助成	児童が20歳まで助成を基本とするが、学生等は延長あり	年間医療費 10/10	随時	


番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	応募期間	詳細はこちら
5	子ども医療費助成	入院・通院の医療費のうち保険診療の自己負担分を助成します。	補助率：10/10	町が支払	
6	地産地消推進事業（柑橘）	学校給食にみかんジュースを提供（小中高生） ・実施回数：10回（月2回×5ヶ月） ・実施期間：5～10月（8月除く）	全額補助	なし	
7	地産地消推進事業（ジビエ）	学校給食にジビエを提供することで地産地消及び普及啓発を図ります。年間3回程度（メンチカツなど）	全額補助	なし	
8	地産地消推進事業（水産）	魚離れが叫ばれている今日、町内の児童生徒に地産地消を目的に魚などの海産物を提供し、伊方町が誇る水産業の普及を行います。毎月1回（鯛めしなど）	全額補助	なし	
9	英語検定補助	児童、生徒の英語力及び学習意欲の向上を図ることを目的として、英検を受験する児童、生徒の保護者に対し、予算の範囲内において伊方町英語検定料補助金を交付する	英検を受験した児童、生徒1人当たりの検定料の全額とし、その交付は1年度2回を限度とする。	随時	
10	学校教材費保護者負担無償化事業	児童・生徒の教材購入に係る経費（保護者負担分）を各学校へ補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図る	・小学生1人あたり年25,000円 ・中学生1人あたり年35,000円	町が支払	
11	教育振興補助事業	小学校、中学校及び高等学校に入学又は就職する児童・生徒に対する奨励及び支度金並びに保護者の負担軽減を図ることを目的として入学用品等購入経費の補助を実施。	・小・中学校入学時 3万円（伊方町地域商品券） ・高校入学時（就職者） 5万円（伊方町地域商品券）	支給	
12	高等学校等修学支援事業	通学等に要する経費の支援を行うことで、保護者の負担軽減や地元生徒の高校進学の実現を図ることを目的に実施	【地域商品券】 児童・生徒1人あたり 月額：5,000円（年額最大60,000円）	随時	
13	人材育成事業費補助金	人材育成事業とは、地域の特性や資源を有効に活用して、創意と工夫を凝らし取り組む地域活性化のための学習や研修のための事業で、事業内容が効果的、実践的であり、まちづくりに寄与すると認められる事業	1/2以内	配布	
14	子どもの体験活動支援事業	地域資源を活かした体験事業の機会を町内の小・中学生に提供し、豊かな心の醸成を図る。 佐田岬体験博（観光商工課）で使用できる無料券配布	無料券を配布	配布	
15	学校行事補助金	小中学校が行う修学旅行等の学校行事に要する経費の一部を補助する。	修学旅行費用 小学生20,000円 中学生30,000円	随時	

番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	応募期間	詳細はこちら
16	特別支援教育就学奨励費	特別支援学級に就学している児童生徒の保護者に経済的な負担を減らすため就学に関する経費の一部を補助する。	学用品費、校外活動費などに対して一部を補助	随時	
17	就学援助制度	経済的理由によって就学困難な児童生徒について就学奨励のために必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る事業	学用品費、校外活動費などに対して一部を補助	随時	







✦ スポーツ関係

番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	応募期間	詳細はこちら
1	地域展開スポーツ指導者資格取得補助金	部活動地域移行に対するスポーツ指導者資格取得のための費用を補助	講習会等の参加経費及び資格取得経費 10/10以内 交通費及び宿泊費 1/2以内	随時	
2	スポーツ指導者資格取得補助金	スポーツ指導者資格取得のための費用を補助	講習会等の参加経費及び資格取得経費 10/10以内 交通費及び宿泊費 1/2以内	随時	
3	愛媛スポレク祭参加補助金	愛媛スポレク祭参加者の補助金	参加者又はチームに大会参加費+3,000円/人	随時	
4	スポーツ大会参加補助金	県外大会に参加する選手への補助金	交通費・宿泊料・参加料の1/2	随時	
5	町スポーツ少年団活動補助金	町内を拠点に活動しているスポーツ少年団に対しての活動補助金	均等割30千円+ (人数割5千円×登録団員及び指導者)	随時	








✦ 下水道関係

番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	応募期間	詳細はこちら
1	下水道接続促進事業補助金(公共)	浄化槽、くみとり便槽から下水道へ接続する際の費用を助成	30万円を上限に支給	随時	
2	屋外排水設備改修事業補助金(公共)	下水道に接続し、10年以上経過している所有者に助成	15万円を上限に支給	随時	
3	下水道接続促進事業補助金(小規模)	浄化槽、くみとり便槽から下水道へ接続する際の費用を助成	30万円を上限に支給	随時	
4	屋外排水設備改修事業補助金(小規模)	下水道に接続し、10年以上経過している所有者に助成	15万円を上限に支給	随時	
5	戸別合併処理浄化槽転換促進事業補助金	単独処理浄化槽及びくみとり便槽から合併処理浄化槽へ転換する際の費用を助成	30万円を上限に支給	随時	
6	屋外排水設備改修事業補助金(浄化槽)	合併浄化槽を設置し、10年以上経過している所有者に助成	15万円を上限に支給	随時	

移住定住関係



番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	応募期間	詳細はこちら
1	移住者住宅改修補助金	伊方町に移住し空き家バンクに登録してある、住宅の改修及び家財の搬出費用を助成。	<p>【県外から移住】 (住宅改修) 補助対象経費の1/5又は2/3。(最大500万円) ※家族構成等によって条件が異なります。 (家財搬出) 補助対象経費の1/3又は2/3。(最大20万円) ※家族構成等によって条件が異なります。</p> <p>【県内から移住】 (住宅改修) 補助対象経費の1/5又は1/3。(最大300万円) ※家族構成等によって条件が異なります。 (家財搬出) 補助対象経費の1/3又は10万円のいずれか低い額(1,000円未満の端数切捨て)</p>	随時	
2	定住促進奨励金	伊方町内で住宅の新築・改修を実施し、伊方町に住所を有する者に助成。また、新築に係る既存施設の除却についても助成する。	<p>(新築) 対象経費×1/10 上限200万円 (改修・購入) (対象経費-100万円)×1/10、上限額100万円 (除却) 対象経費×1/2 上限100万円 ※対象経費については消費税を除く</p>	随時	
3	地域材利用木造住宅建設促進事業	愛媛県産材の木材を活用して木造住宅建設を建設された方に助成することで、木材の需要拡大、木造住宅建設の促進及び定住促進を図る。	10,000円/m ³	随時	
4	奨学金返還支援助成金	町内に定住する者が在学中に貸与を受けていた奨学金を返還するために要する経費に対して助成。	申請日の属する年度の前年度に返還した額の「1/2」、上限額 10万円/年(支援期間 20年)	随時	
5	U I J ターン保育士支援事業	町内の保育施設等で保育士として、新たに勤務する方(補助対象) ア 引越費用 イ 不動産契約仲介料、家賃、共益費 ウ 生活用品購入費	上限20万円	随時	
6	介護職員初任者研修受講支援助成	町内に住所を有する者で、介護職員初任者研修を受講する場合に助成	1人30,000円を限度とし、受講費用の2/3以内を助成	随時	
7	看護師等修学資金貸与金	将来、町職員として国保診療所で看護師の業務に従事する意思を有する方に貸与	70,000円/月額	随時	通年での掲載なし (10月以降掲載)
8	看護師等就業資金貸与金	町職員として採用決定後、他の市町村から転入し、国保診療所において看護師の業務に3年以上勤務する意思を有する方に貸与	300,000円	随時	通年での掲載なし (10月以降掲載)



防災・減災関係

番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	応募期間	詳細はこちら
1	木造住宅耐震診断補助金	【派遣制度】愛媛県木造住宅耐震診断事務所の登録要綱に定める耐震診断技術者を派遣します。 【補助制度】愛媛県木造住宅耐震診断事務所の登録を受けた建築士事務所に申請者自身で診断業者の選定、依頼を行います。	耐震診断費用の2/3以内、かつ、上限4万円 派遣制度を活用した場合は無料	4月～12月	
2	木造住宅耐震改修補助金	耐震改修設計、耐震改修工事監理、耐震改修工事及び耐震シェルター設置工事（設計及び監理は不要）、耐風改修工事が対象	耐震改修設計：対象経費の費用以内、かつ、上限30万円 耐震改修工事監理：対象経費の2/3以内、かつ、上限4万円 耐震改修工事（改修後の総合評点が1.0以上）： 対象経費の4/5以内、かつ、上限115万円＋上乗せ50万円 段階的改修工事（改修後の総合評点が0.7以上1.0未満）： 対象経費の4/5以内、かつ、上限57.5万円 耐震シェルター設置：工事対象経費の費用以内、かつ、上限40万円 耐風改修工事：対象経費の23/100以内、かつ、上限69万円（ただし3万円/㎡）	4月～12月	
3	耐震シェルター整備事業補助金	耐震シェルター等設置工事 ※愛媛県木造住宅耐震シェルター設置事業者名簿参照	耐震シェルター等設置：補助対象経費以内、かつ、上限200万円（1,000円未満の端数は切り捨て）	4月～12月	
4	空き家解体撤去補助金	以下のいずれかに該当するもの ・不良度判定で100点以上 ・旧耐震基準の木造建物	対象経費の1/2、かつ、上限100万円	4月～12月	
5	空家再生等推進事業補助金	以下のいずれにも該当するもの ・不良度判定で100点以上 ・沿道に面していること	対象経費の4/5、かつ、上限300万円	4月～12月	
6	ブロック塀撤去補助金	点検表における確認によって、安全対策が必要と判断された避難道沿道等に面するブロック塀の撤去費用の助成	対象経費の2/3以内、かつ、上限30万円（ただし10万円/m）	4月～12月	
7	消防団員準中型自動車運転免許取得補助金	平成29年3月12日以降に普通自動車運転免許を取得した団員又はAT車限定の普通自動車運転免許を保有する団員の消防車両を運転する免許取得補助。	補助率：10/10（千円未満切り捨て）	随時	
8	災害時孤立等対策補助金	災害時に想定される孤立等の事態に備えることを目的とし、家庭用冷凍庫、ポータブル蓄電池又は発電機の購入者に補助	購入金額の2分の1以内で上限30,000円（1,000円未満は切り捨て）	随時	
9	家具転倒防止等対策補助金	地震等による家具類転倒や落下物による被害を未然に防ぐ	4分の3以内で上限15,000円（1,000円未満は切り捨て）	随時	
10	防災用井戸等整備補助金	災害等により水道が断水した場合に備え、災害時における生活用水の水源を確保することを目的とする。	町民へ水源の利用を可能とする場合の補助額は、対象経費の10分の7以内とし、70万円を限度等	随時	
11	緊急避難時持出用品セット購入補助事業（R8新規事業）	災害時の緊急避難に備えることを目的とし、緊急時持出用品セットの購入費用を補助	補助金額 上限5,000円（購入額の2分の1を補助）	随時	




福祉関係

※応募期間は随時となっております


番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	詳細はこちら
1	児童発達支援利用補助	児童発達支援通所者の利用者負担額を町が負担	利用者負担額 10/10	
2	障害者自動車改造費助成	身体障害者が自動車改造をする際の費用助成	1台：上限10万円	
3	更生医療給付金	人工透析等医療費	医療費の9割を負担。所得水準による負担上限額に達した場合は、超過分も負担	
4	補装具給付費	障害者用補装具給付費	サービスに要した金額のうち、9割を負担 (市町村民税世帯非課税者については全額負担) 所得水準による負担上限額に達した場合は、超過分も負担	
5	更生訓練費等給付金	就労移行支援	【訓練のための経費】15日以上通所の場合 3,150円、15日未満通所の場合 1,600円 【通所のための経費】1日単価 280円	
6	障害者自立支援給付費	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、相談支援給付費等、特定障害特別給付費	費用の9割を国・都道府県・市町村が分け合って負担 非課税世帯（保護者の属する住民基本台帳での世帯）は、個人負担額なし	
7	重度身障日常生活用具給付	障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るための用具の給付を行う事業（特殊寝台・T字状・棒状のつえ・電気式たん吸引器・人工喉頭・ストマ用装具・住宅改修(手すり等)	サービスに要した費用のうち、9割を負担 (生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯については全額負担) 所得水準による負担上限額に達した場合は、超過分も負担	
8	障害児通所支援給付費	障害児通所給付費、障害児相談支援給付費等	費用の9割を国・都道府県・市町村が分け合って負担 非課税世帯（保護者の属する住民基本台帳での世帯）は、個人負担額なし	
9	育成医療給付費	児童福祉法第4条第2項に規定する障害児で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給	サービスに要した費用のうち、9割を負担 (生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯については全額負担)	
10	障害者訪問入浴事業	自宅で入浴することが困難な65歳未満の身体障がい者に、訪問入浴により居家で入浴サービスを提供する事業	サービスに要した金額のうち、9割を負担 (市町村民税世帯非課税者については全額負担)	
11	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者又は障がい児に対し外出のための支援を行う事業	サービスに要した金額のうち、9割を負担 (市町村民税世帯非課税者については全額負担)	
12	日中一時支援事業	障がい者等の家族及び障がい者等を日常的に介護している者に一時的な休息を提供する事業	サービスに要した費用のうち、9割を負担 (生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯については全額負担)	
13	療養介護医療費	病院などの医療機関に入院している方に対して、機能訓練・療養上の管理・看護・食事・入浴・排泄・着替えなどの介助日常生活上の相談や支援を行うサービス	サービスに要した費用のうち、9割を負担 (生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯については全額負担)	
14	重度心身障害者医療費助成	重度心身障害者医療費助成	保険適用内の個人負担分	
15	若年がん患者在宅療養支援事業	国の補助制度のない若年がん患者が在宅で療養する際の支援制度対象経費 訪問介護、福祉用具貸与サービス利用料等	補助率1/2 上限額 60,000円/月	
16	心身障害者福祉給付金	支給対象者は身体障害者手帳、療育手帳及び保健福祉手帳をお持ちの方で、7月1日現在町内に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている方を対象。毎年7月に支給	身体障害者手帳1.2級、療育手帳判定記録A：20,000円 身体障害者手帳3.4級、療育手帳判定記録B、精神保健福祉手帳1,2級：17,000円 身体障害者手帳5.6級、精神保健福祉手帳3級：15,000円	

番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	詳細はこちら
17	軽度・中等度難聴者補助器購入費用補助金	聴力機能低下により日常生活に支障が見られ、家族等とのコミュニケーションがとりにくい方に対して、円滑なコミュニケーションがとれるよう補聴器購入費の一部を助成	購入費用の1/2 上限50,000円	
18	地域商品券発行基金積立金(健康ポイント)	町民の健康づくり促進のため、健診受診等によりポイントを貯めた方へ、貯めたポイント数に応じた伊方町地域商品券を特典配布	10ポイント：1,000円(伊方町地域商品券) 20ポイント：2,500円(伊方町地域商品券)	
19	骨髄バンクドナー等助成	公益財団法人骨髄バンク骨髄事業で骨髄等を提供したドナーに対して助成	入院の日数に2万円を乗じて得た額。ただし14万円を上限	
20	がん患者医療用ウィッグ等助成事業	がん治療に伴う外見の変化による悩みを抱えるがん患者に対し医療用ウィッグ、乳房補装具の購入費用の一部を助成	購入費の1/2に相当する額で30,000円を上限	

◆ 介護保険

番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	応募期間	詳細はこちら
1	緊急通報装置設置等助成事業委託	一人暮らし高齢者等の緊急通報装置設置費用と利用料を助成	設置費用11,000円(町民税課税世帯5,500円) 月額利用料5,500円(生活保護世帯5,500円、町民税非課税世帯5,000円、町民税課税世帯4,500円)	随時	
2	福祉用具購入補助	入浴や排泄等に使用する福祉用具を購入した費用に対し、介護給付費から支給	7割～9割に相当する額を支給	随時	
3	住宅改修費補助	手すりの取り付けや段差の解消等のため住宅を改修する費用に対し、介護給付費から支給	7割～9割に相当する額を支給	随時	
4	高額介護サービス費補助	居宅及び施設においてサービス費の自己負担額が著しく高額になった場合、一定額を超えた分について支給	介護サービス費の自己負担額が一定の上限額を超えた場合、超えた額分を支給	支給申請書が届いてから1ヶ月以内	
5	高額医療合算介護サービス費補助	医療保険と介護保険における1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の自己負担の合算額が高額な場合に、自己負担を軽減する制度	医療保険上の世帯単位で、医療保険と介護保険の自己負担合算額が、各所得区分に設定された限度額を超えた場合に、限度額を超えた額を支給	支給申請書が届いてから1ヶ月以内	
6	認知高齢者等見守り支援事業	GPS端末の無料貸出し	加入料金4,950円/台、充電器2,750円/個基本料金1,320円月×12ヶ月	随時	
7	地域介護予防活動支援事業補助金	居宅要支援被保険者等が自立した日常生活を送ることを支援するボランティア団体、地縁組織、NPO法人等が1年以上継続して対象事業を実施するもの	初期整備費に係る補助金交付(工事費、備品購入費等) 運営費に係る補助金交付額(運営時間、参加人数による)	随時	
8	家族介護用品支給事業	介護用品(紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤等)を現物を現物支給	年額75,000円を上限	随時	
9	寝たきり老人等介護手当	在宅の寝たきり老人及び重度の認知症老人を抱える介護者に対し介護手当を支給	課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下：月額1万円 それ以外：7千円	随時	


シニア期






番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	応募期間	詳細はこちら
1	高齢者健康増進事業	高齢者の健康増進を目的に温泉優待券5回分及び地域商品券を配布	温泉優待券5回分（単価600円分）、地域商品券3,000円分	町から支給	
2	長寿祝金支給事業	満80歳以上の高齢者に長寿祝金（地域商品券）を支給	満80歳～86歳 5,000円分 満87歳以上 10,000円分	敬老行事で配布	
3	高齢者運転免許証自主返納支援事業補助金	高齢者の交通事故の減少を目的とし、運転に不安をもつ高齢者の運転免許の自主返納を支援するため交通利用券又は地域商品券を配布	3年を限度として、年15,000円分の交通利用券又は地域商品券	随時	
4	介護予防住宅改修事業助成	65歳以上の前年度所得税非課税世帯に属する者であって要介護認定を受けておらず、本事業の補助を受けることが適当であると認められたものへ助成	1世帯1回限りで、事業費上限20万円、補助率2/3	随時	
5	はり、きゅう、マッサージ施術費給付金	健康維持増進と福祉の向上を図るため、指定施術所ではり・きゅう・マッサージの施術を受けた方に施術費を助成	満年齢40歳から64歳 800円 満年齢65歳以上 1,500円 ※年間24回を上限（窓口にて利用券を配布）	随時	
6	寝たきり老人等介護手当	寝たきり等の高齢者を介護している方に、積極的な支援を行いその労をねぎらうために介護手当を支給	課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の場合には月額 10,000円、超える場合は月額 7,000円	随時	
7	配食サービス事業	栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認や相談助言を行い、関係機関への情報提供を行う。週1～3回 1食500円	食事の調理及び材料費にかかる費用のうち利用者負担金を除いた額	随時	
8	地域福祉事業	紙おむつ等配布（介護保険対象外に支給） 社会福祉協議会事業	紙おむつ等配布 8/10 上限1万2千円分	随時	
9	生活管理指導員派遣事業	要介護状態への進行予防のため、生活管理指導員を派遣し日常生活に対する指導・支援	派遣期間 原則3ヶ月以内 利用料 1割負担 300円/h	随時	


国民健康保険 ※応募期間は随時となっております

番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額
1	療養給付費	一般被保険者の自己負担分を除いた保険者負担分を国保連合会を通じて医療機関等に支払う	7割～8割
2	検診補助金	がん検診に対する補助金	胃がん・大腸がん検診：500円、肺がん検診：300円




事業者・法人・各種団体向け ※応募期間は随時となっております

番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	詳細はこちら
1	民間賃貸住宅整備支援補助金	良質な賃貸住宅の供給拡大を図り、若者や子育て世代などの移住定住を促進するため、町内において民間賃貸住宅（共同住宅、店舗併用共同住宅等の複合住宅）の建設、改修を行う者に対して助成	（新築）事業費の1/10 上限1,000万円 （リフォーム）事業費から200万円を除いて1/10 上限500万円	

番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	詳細はこちら
2	新規事業・事業継続 チャレンジ支援事業等補助金 (いーチャレ)	町内での新たなビジネスの立ち上げ、事業継続及び地域づくり事業の支援	①創業・起業支援事業：補助率：1/2 上限額：2人以上雇用300万円、1人雇用200万円、雇用無し100万円 (雇用は町内に住所を有する常勤者とする) ②事業継続支援事業：(事業費-100万円)×1/2 上限300万円 ③地域づくり支援事業：補助率：3/4 上限額：100万円(ソフト事業)、200万円(ハード事業) ④雇用促進事業：町内の事業所等が新たに町内者を常勤で1年以上雇用した場合、1人につき25万円以内、年間上限額1社100万円	
3	企業誘致奨励金	町内に事業所を新設した企業(事業開始に伴う投下固定資産額500万円以上新たな常用雇用従業員3人以上)に対して奨励金を交付	・固定資産税の全額減免(最長3年度分) ・開業時奨励金(取得資産額の1/10、上限3,000万円) ・雇用促進奨励金(50万円/人、5年総額1,500万円) ・ランニングコスト奨励金 (ガス・上下水道使用料の1/2、上限400万円/年、5年間限度) ・情報通信関連企業等奨励金 (事業所や機器の賃貸料・通信料の年額1/3、3年総額3千万円)	
4	中小企業振興資金利子補給	伊方町内の中小企業を営んでいる個人又は法人で下記の融資を受けている者を対象に、毎年1月1日から12月31日までの1年間の融資額の支払利息を助成 ・伊方町中小企業振興資金融資条例の規定による融資 ・国民生活金融公庫の行う普通貸付及び経営改善貸付に係る融資 ・愛媛県の行う中小企業振興資金融資制度に係る融資 ・愛媛県商工会連合会の行う商工貯蓄共済制度のあっせんに係る融資	毎年1月1日から12月31日までの1年間の融資額の支払利息 (中小企業振興資金利子補給の対象となった資金に利子補給率を乗じて得た金額)を助成(融資額500万円を上限とし、支払年率1%の5年間までの支払利息)	
5	買物弱者支援事業費補助金	伊方町内で移動販売を実施する事業者に対して移動販売車の購入や改造、運営に係る経費を助成	経費 1/2(車両購入・改造 上限150万円) 運営費 燃料費1台あたり30万円又は経費1/2の低い方)	
6	体験プログラム利用促進 事業補助金	町の歴史、文化、自然環境、産業等に関連のある観光素材を活用し、体験指導者の案内及び指導により、体験サービスを提供する事業者を交付対象とし、その体験プログラムの利用者を対象に、体験プログラム利用料を助成	体験プログラム利用料の1/2に相当する額。 事業者認定日より1~3年目は上限1,000円、4~5年目は上限500円	
7	人材確保補助事業	町内の福祉事業所の人材確保及び定着促進を図るため ①伊方福祉事業所雇用創出事業補助金 人件費、受講費用、介護労働の従事に要する費用 ②伊方町福祉職員等家賃支援事業等補助金 新たに雇用する職員等に対し特別住宅手当を給付	①1人当たり上限50,000円 ②12万円	
10	地域イベント補助金	交流人口増加のためのイベントを対象として、イベントを実施するための経費を助成	補助金の交付対象は、町長が必要と認める経費(上限300千円)	
9	地域イベント補助金(冬季)	11月~2月の期間で開催されるライトアップ等、冬季イベント支援事業。交流人口増加のためのイルミネーション等設置に係る費用補助	補助金の交付対象は、町長が必要と認める経費(上限500千円)	


番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	詳細はこちら
8	一般廃棄物処分補助	町内福祉事業所における一般廃棄物処分費用に対する激変緩和措置	一般廃棄物の処分費用の2分の1の額を基本に、予算の範囲内で交付	
11	地域調査研究等事業支援補助金	大学等が町内を拠点に地域の調査研究又は地域振興に資する事業を実施し、町民を対象にその成果を発信する事業を対象とする 補助対象：消耗品費、報償費、旅費、使用料及び賃借料、印刷製本費の経費	1研究事業あたり30万円上限(定額)	

◆ 第一次産業全般 ※応募期間は随時となっております

番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	詳細はこちら
1	近代化資金利子補給	(町と利子補給契約を締結する融資機関) 農業協同組合、漁業協同組合、銀行、信用金庫	(利子補給率) 1%以内 町内漁業者が町と利子補給契約を締結した融資機関より近代化資金・共同化資金を借り受ける場合、当該融資期間に対し利子補給金を交付	
2	農林漁業振興事業補助金	国や県の補助対象とならない農林漁業者の機械・設備投資に対し、きめ細やかな補助を行い、生産体制の強化を図るとともに、担い手が安心して就業できる環境を整備する	・補助率：認定農業者1/2、その他の農業者1/3 漁協組合の正組合員1/2 准組合員1/3 ・補助上限：1件当たり50万円	
3	産業振興促進対策事業補助金	(1) 農林業団体が行う土地基盤整備事業 (2) 漁業団体が行う基盤整備事業 (3) 商工団体が行う基盤整備事業 (4) 各団体が行う技術者設置事業	事業内容により異なる	
4	新規就業者支援対策事業補助金	人口の減少、高齢化が進み、担い手不足が深刻な状況となっていることから、農林水産業を担う若者を中心とした新規就業者を一人でも多く確保するため、研修経費及び就業経費の支援を行う	対象期間：開始から3年以内 補助金額：継承 50千円/月 独立 100千円/月	

◆ 漁業関係

※応募期間は随時となっております

番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	詳細はこちら
1	新規漁業就業者育成強化事業	(初期費用支援) 新規漁業就業者の着業時の初期費用の軽減を図るため、新規漁業就業者が使用する漁船を取得する経費に対し助成 (漁業活動支援) 新規漁船漁業者の漁具費・燃料代等の漁業経費に対し助成する。 また、養殖業においては種苗等を購入する経費に対し助成	補助率：2/3 (初期費用支援上限：1,500千円、漁業活動支援上限：1,400千円。 合わせて上限2,200千円)	
2	漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業	国の制度を活用し、水産業・漁村が有する「海の安全管理」、「環境・生態系保全」等の多面的機能が効果的・効率的に発揮されるよう漁業者等が行う活動を支援し、水産業・漁村の活性化を図る	補助率10/10 国70%、県15%、町15%	
3	漁業共済掛金補助	水産業を営む法人について、共済掛金の一部を助成し、異常の事象や不慮の事故による損失を補てんし、漁業再生産の阻害及び漁業経営の安定を図る	[補助額] 漁獲共済・養殖共済掛金の1/4 上限1,000千円	



◆ 畜産関係

※応募期間は随時となっております

番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額
1	豚熱ワクチン支援事業補助金	令和3年8月6日に国から四国4県が豚熱ワクチン接種推奨地域に指定指定され、同年10月1日から家畜防疫員による豚熱ワクチン接種を開始	30円/頭の定額補助


◆ 農業関係


※応募期間は随時となっております

番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	詳細はこちら
1	労働力確保事業補助金	農業者の高齢化・農業就業人口減少に対応し、産地を維持していくためには、繁忙期の労働力確保と新規就農者の獲得は喫緊の問題であるため助成を行う	補助率：1,000円/人役	
2	果樹経営支援対策事業補助金	将来に渡り果樹農業の維持発展を図り、農業経営の安定化及び競争力のある産地づくりを目指す	補助率：7/10	
3	果実供給力強化支援事業補助金（旧未来型果樹産地強化支援事業補助金）	農作業の効率化及び安全確保を図るため、雨除けハウスや動力車等の補助を行う。	補助率：2/3	
4	農業次世代人材投資事業補助金	就農して間もない新規就農者の経営安定化を図るため、年間最大150万円を交付	対象期間：最大5年間 補助金額：3年目まで150万円/年 5年目まで120万円/年	
5	鳥獣害防止施設整備事業補助金	国の事業を受けられない農家が、鉄筋柵及び電気柵を導入を行った場合補助	鉄筋柵：補助率2/3、電気柵：補助率2/3	
6	農道開設補助金	農産物の生産性の向上を図るため、受益者が農道を開設する費用の補助 補助要件：3戸以上であること、距離100m以上、幅員2.1m以上 など	1,000円/m・生コン代等	
7	担い手総合支援事業補助金	新規就農者の募集、研修、及び就農時に必要な諸機材の整備に要する費用の一部に補助する。また、認定農業者に対する施設整備に要する費用の一部に補助	補助率：2/3	
8	短期研修参加助成金（Iターンサポート事業補助金）	Iターンで短期研修に参加する方への助成金	5日間/30,000円以内 10日間/60,000円以内	
9	研修者支援事業（Iターンサポート事業補助金）	Iターンで研修に参加する方への助成金	対象期間：2年以内 月額6万円（年額72万円）	
10	農業次世代人材投資事業協調補助	Iターン就農サポート事業	対象期間：2年以内、年額50万円	
11	中山間地域等直接支払交付金	農業生産条件の不利な地域における耕作放棄地の発生防止とその農地のもつ多面的機能の確保を目的として、農地管理者に対して直接支払いによる助成	各条件により助成単価あり	







◆ 有害鳥獣駆除関係

※応募期間は随時となっております

番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	詳細はこちら
1	捕獲隊支援事業補助金	有害鳥獣捕獲の担い手が減少傾向にある中、免許取得費用等の補助を行うことにより、有害鳥獣捕獲の担い手を確保し、野生鳥獣による農作物等被害の軽減を目指す	狩猟免許取得・更新手数料補助、猟友会費補助 補助率：8/10	
2	銃砲所持許可支援事業	銃を所持するにあたり初期費用が多額にかかることから、一部を助成し新規取得者確保に努める 新規取得者に限り1丁目（1台目）に限り補助	銃の購入：1/2（上限3万円）、保管ロッカーの購入1/2（上限2万円） 銃砲所持許可申請に係る経費 10/10	
3	有害鳥獣捕獲対策補助金	有害鳥獣駆除への理解と協力を求めているが、捕獲に関しては様々な費用がかかるため捕獲頭数に対して補助	イノシシ・ホシヅカ：単価1万円、カラス：単価千円 ヒヨドリ：単価200円 タヌキ・ハクビシ・アナグマ：単価3千円	
4	鳥獣被害防止対策事業補助金	近年の野生鳥獣の個体数増加によって農作物被害が深刻化・広域化しており、集中的かつ効果的な対策を早急に講じることで捕獲頭数の増加が見込め、農家所得の向上に繋がる	・箱わな：11万円 ・くくりわな：8千円 ・免許講習会：9千円 ・イノシシ捕獲経費（成獣7千円/頭） ・イノシシ捕獲経費（幼獣1千円/頭）	

番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	詳細はこちら
5	有害鳥獣被害防止対策事業補助金	緊急を要する場合に町単独事業でスピード感を持って対応 補助対象：防護柵整備費（鉄筋柵、電気柵、防鳥ネット）	補助率：1/2（上限10万円）	
6	有害鳥獣駆除活動事業補助金	有害鳥獣による農作物被害等を防止するため、町からの連絡により現地調査等に出動した場合の活動経費を補助	補助額：3千円/回（捕獲した場合は補助しない）	

◆◆◆ その他 ※応募期間は随時となっております

番号	事業名称	補助内容・対象事業	補助率・補助金額	詳細はこちら
1	アスベスト含有調査補助金	住宅・建築物の吹付け建材について行う、アスベスト含有の有無についての調査	対象経費の額、かつ、上限25万円	
2	情報発信事業補助金	町の特産品や文化財、風景などの素晴らしさを町内外に広く知ってもらうために成果物の作成や魅力の宣伝を行う事業に対して助成	1事業当たり5万円を上限	
3	自転車用ヘルメット購入補助金	搭乗中の事故による被害軽減を図るため自転車用ヘルメット購入の助成	1申請当たり上限3,000円	
4	猫不妊・去勢手術費補助金	飼い主のいない猫に対する不妊又は去勢手術費用の一部を補助	オス猫（去勢） 上限額：10,000円、 メス猫（不妊） 上限額：20,000円	
5	新エネルギー機器等設置費補助金	新エネルギー機器等（家庭用蓄電池、電気自動車）を設置した町民に対して助成	家庭用蓄電池：対象機器導入費から20万円を控除した額の20/100に相当する額又は20万円のいずれか低い方の額。 電気自動車：対象機器導入費から20万円を控除した額の20/100に相当する額又は20万円のいずれか低い方の額。	
6	花いっぱい運動推進事業	町内の公共地に花きの植栽を行う個人又は団体を対象者として予算の範囲内において花苗、種子又はプランターの購入に要する経費を助成	植栽1回につき上限100,000円 1個人又は1団体につき年2回を限度	
7	地域商品券（デジタル商品券）の販売	紙での等価での商品券販売と、顔認証を活用したデジタル商品券のチャージを実施。 デジタル商品券についてはチャージ金額の5%を加算	デジタル商品券のチャージ加算分は、1人当たり200千円上限の5%（10千円）	デジタル商品券について  商品券取扱店について 